

令和2年度 長野県企業誘致プロデュース事業委託業務  
公募型プロポーザル方式実施公告（案）

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和2年10月12日

産業労働部産業立地・経営支援課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和2年度 長野県企業誘致プロデュース事業業務委託

(2) 業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大を契機にテレワークが急速に普及し、仕事や生活の場が急速に変わるリビングシフト・ワークシフトが起きつつある。長野県としてもこのような社会構造の変化に対応し、人口の集中する三大都市圏から地方へと本社機能等の分散などの動きを見越した企業の動きに対応し、企業誘致活動を進めていく必要がある。

このため、本県の魅力、本社機能等移転にかかる支援制度、長野県既移転企業の役員・従業員の移転体験した生の声の紹介等を通じて本県の認知度向上を図り、今後の本社機能移転の誘致活動につなげるため、本事業を実施する。

(3) 業務内容

- ① 企業誘致のための新規コンテンツの制作及び更新業務
- ② 長野県外からの本社機能等移転・外資系企業誘致等のための長野県の魅力・企画発信業務
- ③ クリッピングなど効果測定業務

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり（ただし、仕様書の内容は現時点のものであり、今後打ち合わせの中で変更する可能性がありますので、ご了承ください。契約後の変更についてはその都度協議させていただきます。）

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- 提案のコンセプト・事業効果
  - ・提案内容に一貫性があり、コンセプトが明確な提案となっているか。
  - ・既存のWEBサイト等の課題を理解し、業務実施効果が明確で高いと見込まれるか。
- 実施方法
  - ア WEBサイト、動画サイトの制作及び更新業務
    - ・制作するWEBサイト、広報ツールは、機能的な仕様で長野県の魅力が伝わり、企業立地に有効なものか。
    - ・WEBサイト制作後の維持管理コストが適正な範囲であり、管理が容易なものであるか。
    - ・外国語サイトが外資系企業にとって誘致に関心をもてるものが作成できると期待できるか。
  - イ 企業立地に関する魅力・企画発信業務
    - ・企画内容は長野県の魅力が伝わり、企業立地を考える企業に訴求力のある効果的なものとなっているか。
    - ・発信内容は長野県が設定するターゲット（長野県外の企業経営者や従業員）の視点から求めら

れる情報を集約し発信するものであり、ターゲットになるべく情報が到達するものとなっているか。

- ・業務実施による効果が持続するものであるか。

ウ 副業・兼業人材の活用

- ・副業・兼業人材を効果的に活用し、企業誘致のための新規コンテンツの制作、魅力発信業務を行うことが見込まれるか。

エ 移住・リゾートテレワーク事業との連携

- ・長野県の「令和2年度信州リゾートテレワーク広報事業委託業務」や「信州暮らし情報発信強化事業」などの移住関連事業とも連携を取りながら事業を進められるものか。

○ 実施体制（運営体制、業務スケジュール）

- ・広報ツールを制作するのに際し、制作実績と体制は当事業を実施するのに十分なものとなっているか。
- ・責任者、役割分担、スケジュールが具体的に示され、業務を確実に履行能力があるか。

○ 経費見積書

- ・提案された事業内容は経費から見て実現可能か。

(6) 業務の実施場所

長野県内

(7) 履行期間又は履行期限 契約日から令和3年3月31日まで

(8) 費用の上限額 20,506,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

(9) その他 複数の企業による共同提案も可能とします。その場合は代表企業を1者定めるとともに実施体制図に各企業の役割等を明示してください。

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

なお、複数の企業で行う場合は、当該複数の企業で次の要件をすべて満たしてください。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 法人格を有する企業、団体であること。
- (9) 長野県庁で行う説明会、プレゼンテーション及び打合わせ等に参加できる者。ただし、県が実施方法を変更した場合は、その実施方法による説明会等に参加できる者。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（（5）①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

#### （1）参加申込書の作成様式

様式第3号による。

#### （2）参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表1及び2による。

#### （3）参加申込書記載上の留意事項

ウェブサイトの受注実績については、概要が分かる資料のほか、これを証する契約書の写しを添付してください。

#### （4）担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2（住所記載不要）

長野県産業労働部産業立地・経営支援課

次世代産業集積係（県庁5階）

担当 牧 昌史（まき まさし）

電話 026-235-0111（代表）内線 2922

026-235-7193（直通）

ファックス 026-235-7496

メール ritti@pref.nagano.lg.jp

#### （5）参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

##### ① 提出期限 令和2年10月19日（月）午後5時まで

（土曜日、日曜日及び休日<sup>\*</sup>は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし最終日は正午まで。）

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

##### ② 提出先 3（4）に同じ。

##### ③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業立地・経営支援課に到達したものに限り、

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

#### （6）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

#### （7）非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（3）①）の3日前までに、書面により産業立地・経営支援課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業立地・経営支援課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3 (4) に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- ③ 複数事業者の共同による業務実施の場合、参加申込書に当該業務の実施体制が分かるように記載してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和2年10月20日(火) 16時00分から(1時間程度)
- (2) 開催場所 長野県庁 議会棟 第1特別会議室
- (3) 留意事項 説明会参加のための諸費用は参加者の負担となります。また、説明会を欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3 (4) に同じ。
- (2) 受付期間 令和2年10月22日(木) 午後5時まで。  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。(送付先等は3 (4)を参照)。
- (4) 回答方法 令和2年10月26日(月)までに参加申込者全員に対し、原則電子メールにより回答するとともに長野県公式ホームページに随時掲載します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

① 企画提案書(様式第8号)及び企画書(様式第8号の付表1)

企画書は様式第8号付表1で記載を求めている項目を記載いただければ任意様式での記載も可とします。

企画書は、別に定める仕様書(案)に示した内容を踏まえた上で、記載してください。

なお、企画書は原則としてすべてA4サイズとしてください。

② 見積書(様式第8号の付表2)

経費の合計額は、1 (8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

③ 会社概要又はパンフレット(写し可)

(2) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3 (4) に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 一般的な質問に関しては、質問者及び説明会参加者全員に対し、電子メールにより回答します。

企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対して

は電子メール等により回答します。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和2年10月29日(木)まで

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし最終日は正午まで)

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出部数 6部(正本1部、コピー5部)

④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業立地・経営支援課に到達したものに限りです。

郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

検討項目	検討内容(要求内容)	配点
(1) 仕様書の理解度及び企画提案書の的確性	・仕様書の内容について理解をしているか。 ・提案内容に一貫性があり、コンセプトが明確な提案となっているか。	20
(2) 制作技術・遂行能力	・広報ツールを制作するのに際し、制作実績と体制は当事業を実施するのに十分なものとなっているか。 ・責任者、役割分担、スケジュールが具体的に示され、業務を確実に履行する能力があるか。	15
(3) WEBサイト、動画サイトの制作及び更新業務	・制作するWEBサイト、広報ツールは、機能的な仕様で長野県の魅力が伝わり、企業立地に有効なものか。 ・WEBサイト制作後の維持管理コストが適正な範囲であり、管理が容易なものであるか。 ・外国語サイトが外資系企業にとって誘致に関心をもてるものが作成できると期待できるか。	15
(4) 企業立地に関する魅力・企画発信業務	・企画内容は長野県の魅力が伝わり、企業立地を考える企業に訴求力のある効果的なものとなっているか。 ・発信内容は長野県が設定するターゲット(長野県外の企業経営者や従業員)の視点から求められる情報を集約し発信するものであり、ターゲットになるべく情報が到達するものとなっているか。 ・業務実施による効果が持続するものであるか。	15
(5) 効果測定	・効果測定を継続的に行える方策、サイトへのアクセスが増加するための方策があるか。	10
(6) 副業・兼業人材の活用	・副業・兼業人材を効果的に活用し、企業誘致のための新規コンテンツの制作、魅力発信業務を行うことが見込まれるか。	10
(7) 移住・リゾートテレワーク事業との連携	・県の「令和2年度信州リゾートテレワーク広報事業委託業務」や「信州暮らし情報発信強化事業」などの移住関連事業とも連携を取って事業を進められるものか。	5
(8) 経費見積書	・提案された事業内容は経費から見て実現可能か。	10
合計		100

(5) 企画提案の選定の方法

① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、検討の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点未満の場合は選定しません。

② 企画書の選定に当たっては、企画提案検討委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより検討を行いますので、出席してください。

③ 6者以上の提出があった場合は、書類による1次審査を行います。なお、応募者が1者の場合

でも審査は実施しますが、審査の結果において最低基準を満たさない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を検討するものとします。

④ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和2年11月11日（水） 長野県庁 議会棟 401 会議室

（※時間は各参加者に個別に連絡）

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により産業立地・経営支援課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により産業立地・経営支援課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案検討委員会検討書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業立地・経営支援課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ① (6) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業立地・経営支援課に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付  
ア 受付場所 3（4）に同じ。  
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により産業立地・経営支援課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業立地・経営支援課において閲覧に供します。

## 10 その他

- (1) 契約書作成の要否

必要とします。

- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 (住所記載不要)
長野県産業労働部産業立地・経営支援課
次世代産業集積係 (県庁5階)
担当 牧 昌史 (まき まさし)
電話 026-232-0111 (代表) 内線 2922
026-235-7193 (直通)
ファックス 026-235-7496
メール ritti@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。